

# 役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 愛心会

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人愛心会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬とは、この法人に対する職務執行の対価として支給されるものであり、その地位のみにおいて支給されるものではない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 理事 報酬
- (2) 監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表第1に掲げる報酬額とし、評議員会において決定する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会及び監事監査等への出席など法人・施設運営のための業務にあった都度、支給する。
- (2) 報酬は、現金により本人に支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て評議員会の承認を受け、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1(役員等の報酬)

(理事)	日 額
理事会等への出席	10,309円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,309円
(監事)	
監事監査等への出席	10,309円
理事会・評議員会への出席	10,309円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,309円
(評議員)	
評議員会への出席	10,309円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,309円

※ 但し、本人に支給する金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額(309円)を支給額より控除した金額(10,000円)を支給するものとする。